

健 発 0 7 2 0 第 5 号
令 和 4 年 7 月 2 0 日

各 { 都道府県知事
指定都市市長
中核市市長 } 殿

厚生労働省健康局長
(公 印 省 略)

「臓器の移植に関する法律」の運用に関する指針（ガイドライン）の
一部改正について（通知）

臓器の移植に関する法律（平成9年法律第104号）の運用に関しては、平成9年10月8日付け健医発第1329号厚生省保健医療局長通知の別紙「「臓器の移植に関する法律」の運用に関する指針（ガイドライン）」（以下「ガイドライン」という。）を定めているところです。

今般、ガイドラインの一部を別紙新旧対照表のとおり改正し、令和4年8月1日から施行することとしましたので、貴管内市町村、関係機関及び関係団体等に対する周知について御配慮をお願いします。

なお、別添として、改正後のガイドライン全文も併せて送付いたしますので、御活用願います。